

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年4月20日時点

🖱 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

🖱 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

生活を守る

収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:2021/6/30	貸付最大 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) なお、令和3年4月以降新規申請の方は、最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) 返済開始時期を 来年3月末 に延長	市区町村の 社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)	🖱 詳細はこちらをクリック
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給は2021/6/30が申請期間)	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)	🖱 詳細はこちらをクリック
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、 その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり 一律5万円 を支給	〈ひとり親世帯〉 コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00土、日、祝日を除く) 〈住民税非課税の子育て世帯〉準備中	
安定した仕事を得たいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に 月額 10万円 、最長 4年 最短 6か月 のデジタル分野等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・市区町村まで	
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限 4万円 × 12か月 の住宅賃借資金の無利子貸付 1年就労継続なら 一括償還免除	お住いの都道府県まで (指定都市にお住いの方は市役所まで)	
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口 または 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00土、日、祝日を除く)	

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※現行の特例措置については4月末まで継続 ※まん延防止等重点措置地域では解除月の翌月末まで適用予定	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)	🖱 オンライン申請の詳細はこちらをクリック
在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)	
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※現行の特例措置については4月末まで継続 ※まん延防止等重点措置地域では解除月の翌月末まで適用予定	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00,休日8:30-17:15)	
コロナで離職を余儀なくされた方※を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した場合、 20万円の貸し付け その後、 2年間継続して 従事することで 返済免除	就職した又は就職を予定している事業所の所在の都道府県・都道府県社会福祉協議会まで	

事業を守る

時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、協力要請推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由度高く活用することが可能です	まん延防止等重点措置地域 (又は緊急事態措置を実施すべき地域) 中小企業： 売上高に応じて1日4~10万円 (20時までの時短要請の場合等) ※4月22日以前は、1日3~10万円。ただし、4月21日までに、まん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該まん延防止等重点措置要請時限り、3万円を 4万円 とする。 大企業： 売上高減少額に応じて1日最大20万円 (中小企業も選択可能) それ以外の地域1日4万円(20時までの時短要請の場合) ※4月22日以前(全国の時短要請終了まで)、 売上高に応じて1日6~15万円 大企業や大企業方式を適用する中小企業は1日最大20万円。ただし、1日2万円も可。なお、4月21日までの時短要請を行った場合、5月5日までの間は経費措置として1日 4万円 。ただし、4月22日以後、まん延防止等重点措置区域となった都道府県においては、その他一律 1日6~15万円	お近くの都道府県の窓口まで	
緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自粛により売上が減少	一時支援金の支給 3/8申請受付開始	本年1~3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人 60万円 、個人 30万円	一時支援金事務局 相談窓口 (申請者専用)TEL:0120-211-240 IP電話等から:03-6629-0479	
まん延防止等重点措置の影響で飲食店との取引減少により売上が減少	まん延防止等重点措置(飲食店の時短営業)の影響を受ける者への支援	対象月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人 20万円/月 、個人 10万円/月 を上限に支援	準備中	
緊急事態宣言で公演・展示会等が中止	J-LODlive2補助金 (4/7公募開始)	《キャンセル費用支援》 上限 2,500万円 (補助率 10/10) (全国77の一部である地方公演等も対象) 《再開支援》 上限 3,000万円 (補助率 1/2) ※運用改善(詳細検討中) 支援回数の見直し、つなぎ融資の創設	J-LODlive2補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 03-6260-6023 (受付時間:土日祝日を除く 10:00~17:00)	
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで	3年間実質無利子最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)4千万円→ 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円→ 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能に	日本公庫→0120-154-505(平日) 商工中金→0120-542-711 (平日・土曜)	
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 3/26公募開始 なお、申請は4/15開始 ※2/15以降の支出も対象	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限 1億円 までを最大 2/3 (中堅は 1/2)で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で本年1~3月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助率を 3/4 (中堅は 2/3)に引上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 ＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話＞03-4216-4080 (受付時間:土日祝日を除く 9:00~18:00)	
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 3/31公募開始 なお、申請は4月16日開始 ※1/8以降の事業が対象	小規模事業者に最大 100万円 まで 3/4 補助 さらに緊急事態宣言の影響で本年1~3月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→最大 50万円 に引上げ	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター メール:seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話:03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします	
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 3/25ベンダーの登録受付開始 4/7公募開始 ※1/8以降の事業が対象	業務の効率化および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※テレワーク用のクラウド 対応したITツール導入(ソフトウェア、クラウド 利用料等)を支援する テレワーク対応類型は最大150万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424 (受付時間:土日祝日を除く 9:30~17:30)	
地域の公共交通の経営が厳しい	ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続 4月内示予定※バス・タクシー(現在は募集終了)	デジタル化の推進や新技術を活用した感染症対策の導入費用等※ 最大 1/2 補助 ※例:高性能フィルタを有する空気清浄機等	国土交通省 地域交通課 03-5253-8396 または お近くの地方運輸局まで	
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 4月9日公募開始	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を1地域最大 5億円 まで最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業事務局 03-6633-3835 (受付時間:日祝を除く 9:30~18:00)	
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 3/16公募開始 ※1/8以降の事業が対象	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して 1/2 補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341	